

川越市国民健康保険 第3期保健事業等実施計画(データヘルス計画) 概要について

1 計画の趣旨

平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」とされ、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った保健事業の実施計画(データヘルス計画)を策定が求められています。効果的・効率的な保健事業の実施に向けて、標準化の取組の推進や評価指標の設定の推進が進められています。また、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、被保険者に対し生活習慣病に関する健康診査及び保健指導を実施することとされ、「特定健康診査等実施計画」を策定が求められています。「第3期保健事業計画(データヘルス計画)」と「第4期特定健康診査等実施計画」は、計画期間が同一であり、かつ、どちらもこれまで実施してきた両計画の目標達成状況や各保健事業の効果検証等を踏まえた計画策定となることから、両計画を一体的に策定しています。

2 計画の性質(根拠法、計画期間等)

以下の2つの計画を一体的に策定する計画です。

計画の種類	保健事業実施計画(データヘルス計画)	特定健康診査等実施計画
計画の名称	川越市国民健康保険第3期保健事業実施計画	川越市国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画
根拠法	国民健康保険法第82条	高齢者の医療の確保に関する法律第19条
実施主体	保険者(川越市)	
計画期間	令和6年度～令和11年度(6年間)	
目的	健康・医療・介護の情報を活用し、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を展開し、川越市国民健康保険に加入している被保険者の健康増進を図ることで医療費適正化及び健康寿命の延伸を目指す。	
対象者	国民健康保険被保険者(0歳～74歳)	国民健康保険被保険者(40歳～74歳)

※評価については、設定した評価指標に基づき、計画の年度ごと及び中間時点(令和8年度)、最終年度(令和11年度)を行う。

3 計画の策定体制とスケジュール

【策定体制】

- 川越市国民健康保険運営協議会(被保険者代表、保険医・保険薬剤師代表、公益代表、被用者保険等保険者代表)
- 川越市ときも健康プロジェクト 推進部会(保健医療部長、関係課長)
- 川越市ときも健康プロジェクト ワーキンググループ(関係課の担当者)

【策定過程】

- 令和5年 4月13日 第3期保健事業等実施計画(データヘルス計画)策定方針、スケジュールを作成
- 令和5年 4月27日 第1回川越市ときも健康プロジェクトワーキンググループ(策定内容説明)
- 令和5年 5月19日 第3期保健事業等実施計画(データヘルス計画)策定業務委託契約
- 令和5年 5月22日 第1回川越市ときも健康プロジェクト推進部会(策定内容説明)
- 令和5年 8月 8日 第2回川越市国民健康保険運営協議会(評価の報告)
- 令和5年 8月31日 第2回川越市ときも健康プロジェクトワーキンググループ(評価、課題の報告)
- 令和5年 9月27日 第3回川越市ときも健康プロジェクトワーキンググループ(課題の検討)
- 令和5年10月12日 第2回川越市ときも健康プロジェクト推進部会(策定内容説明)
- 令和5年10月17日 第3回川越市国民健康保険運営協議会(策定内容説明、検討)
- 【予定】令和5年11月 7日 第4回川越市国民健康保険運営協議会(原案の検討)
- 【予定】令和5年11月下旬 意見公募(パブリックコメント)
- 【予定】令和6年 1月中旬 川越市ときも健康プロジェクト推進部会・ワーキンググループ(最終案について)
- 【予定】令和6年 2月上旬 第5回川越市国民健康保険運営協議会(最終案について)

4 計画の概要

【計画の名称】

川越市国民健康保険 第3期保健事業等実施計画(データヘルス計画)

【計画の構成】

- | | |
|------------------------------|--------------------|
| 第1章 計画の基本的事項 | 第2章 現状の整理 |
| 第3章 健康・医療情報等の分析結果に基づく健康課題の把握 | 第4章 目的・目標の設定 |
| 第5章 保健事業の実施内容 | 第6章 第4期特定健康診査等実施計画 |
| 第7章 計画の評価見直し | 第8章 計画の公表・周知 |
| 第9章 個人情報の取り扱い | 第10章 その他 |

【特徴】

- 可能な範囲で、都道府県レベルの標準化を図り、共通の評価指標を設定します。
- 地区ごとに分析を図り、分析に沿った啓発や事業を行います。
- 関係機関との連携を図り、啓発や事業を行います。

【保健事業全体の方策・評価指標・目標値・実施事業】

保健事業の方策	評価指標	目標値	実施事業(検討中)
①特定健康診査受診率を向上させ、異常の早期発見を促す。	・特定健康診査受診率	60%	・特定健診未受診者受診勧奨事業 ・健診結果・診療情報提供事業 ・インセンティブ提供事業 ・地区ごとの受診率向上の取組 ・関係機関、他保険者、民間事業者等と連携した受診率向上の取組
②特定保健指導の実施率を向上させ生活習慣の改善を促す。	・特定保健指導実施率 ・特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	・60% ・15%	・特定保健指導対象者受診勧奨事業 ・指導を受けやすくする環境整備 ・指導内容の充実・従事者の資質向上 ・地区ごとの実施率向上の取組
③糖尿病の適正受診、重症化予防を促す。	・HbA1c8.0%以上の割合 ・高血糖者	・1.0% ・9.0%	・糖尿病性腎症重症化予防事業 ・糖尿病性腎症重症化予防を目的とした歯科受診勧奨事業 ・指導を受けやすくするための主治医との連携強化
④血圧のコントロール良好者を増やす。	・血圧保健指導判定値以上の割合 ・特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	・48% ・15%	・高血圧予防事業 ・関係部署との連携強化による周知啓発事業 ・指導を受けやすくする環境整備
⑤適正受診・適正服薬を促す。	・適正化を進めるための通知数	-	・適正服薬に係る啓発事業 ・重複及び頻回受診・重複及び多剤服用者対策事業
⑥後発医薬品の普及を促す。	・後発医薬品数量シェア	85%	・ジェネリック医薬品の促進事業
⑦健康インセンティブ・健康づくりとして健康行動の改善や習慣化を促す。	・運動習慣のあるものの割合	55%	・生活習慣予防講演会 ・ヘルスケアポイント事業 ・関係部署との連携強化による周知啓発事業
⑧高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施としての高齢者のフレイル予防を促す。	・前期高齢者の内BMIが18.5kg/m ² 以下の者の割合	7% (検討中)	・フレイル予防に関する啓発